

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【公表番号】特表2015-502929(P2015-502929A)

【公表日】平成27年1月29日(2015.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-006

【出願番号】特願2014-541686(P2014-541686)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/31 (2006.01)

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

A 6 1 Q 1/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/31

A 6 1 K 8/06

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 Q 1/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年3月3日(2017.3.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水中油エマルションである、局所用の洗い流さない組成物であって、当該組成物は、

(a)疎水性材料と水溶性活性剤とを含む粒子を油相中に、

(b)水系皮膜形成樹脂を水相中に

含み、

前記粒子の直径が75~525ミクロンであり、

前記疎水性材料がワセリンを含み、

前記水溶性活性剤は、水溶性ジヒドロキシアセトン、ビタミン(類)、置換尿素(類)、陽イオン性アンモニウム化合物類、レゾルシノール(類)、及びヒドロキシ酸及びこれらの混合物から成る群より選択され、

前記活性剤は、皮膚の特性を向上させ、かつ/または皮膚に有益な成分を含むものであり、

前記組成物中、前記粒子中の疎水性材料および前記粒子中の活性剤の重量/皮膜形成樹脂の重量(m+a/r)が0.05以上である、前記組成物。

【請求項2】

前記ビタミン(類)が、パンテノールである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

(m+a/r)が0.05より大きく35未満である、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

(m+a/r)が0.1~6.0である、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項5】

前記疎水性材料がワセリンである、請求項1~4のいずれかに記載の組成物。

【請求項 6】

前記樹脂がポリウレタンである、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 7】

前記水系皮膜形成樹脂が30 ~ 60 重量%の樹脂である、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 8】

前記活性剤が更に着色剤、ビタミン(類)または置換尿素(類)を含む、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 9】

前記活性剤が着色剤を含む、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記着色剤が酸化鉄を含む、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

(m + a / r) が0. 2 ~ 1. 0 である、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 12】

(m + a / r) が0. 25 ~ 0. 5 である、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 13】

請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の組成物を、皮膚に局所的に塗布するステップを含む、皮膚の特性を向上させる方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0043

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0043】

陽イオン性アンモニウム化合物類が使用される場合、これとともに使用するのに好ましい追加の活性剤は、保湿剤、たとえばヒドロキシメチル尿素、ヒドロキシエチル尿素、ヒドロキシプロピル尿素のような置換尿素類；ビス(ヒドロキシメチル)尿素；ビス(ヒドロキシエチル)尿素；ビス(ヒドロキシプロピル)尿素；N,N'-ジヒドロキシメチル尿素；N,N'-ジ-ヒドロキシエチル尿素；N,N'-トリ-ヒドロキシエチル尿素；テトラ(ヒドロキシメチル)尿素；テトラ(ヒドロキシエチル)尿素；テトラ(ヒドロキシプロピル)尿素；N-メチル-N'-ヒドロキシエチル尿素；N-エチル-N,N'-ヒドロキシエチル尿素；N-ヒドロキシプロピル-N'-ヒドロキシエチル尿素およびN,N'-ジメチル-N-ヒドロキシエチル尿素またはこれらの混合物である。ヒドロキシプロピルという用語が出てきた場合、その意味は、3-ヒドロキシ-n-プロピル基、2-ヒドロキシ-n-プロピル基、3-ヒドロキシ-i-プロピル基または2-ヒドロキシ-i-プロピル基の総称である。ヒドロキシエチル尿素が最も好ましい。ヒドロキシエチル尿素は、ICIのNational Starch & Chemical Divisionから、Hydrovanceの商標で、50%水性液体として入手可能である。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0046

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0046】

本発明の組成物は、望ましい活性剤としてビタミン類を含んでもよい。実例としてのビタミン類は、ビタミンA(レチノール)、ならびにパルミチン酸レチノールおよびプロピオニ酸レチノールのようなレチノールエステル、ビタミンB₂、ビタミンB₃(ナイアシンアミド)、ビタミンB₆、ビタミンC、ビタミンE、葉酸ならびにビオチンである。ビ

タミン類の誘導体を使用することもできる。たとえば、ビタミンC誘導体には、テトラヘキシリルデカン酸アスコルビル、リン酸アスコルビルMgおよびアスコルビルグリコシドが含まれる。ビタミンEの誘導体には、酢酸トコフェロール、パルミチン酸トコフェロールおよびリノール酸トコフェロールが含まれる。DL-パンテノールおよび誘導体を使用することもできる。ビタミン類の総量は、本発明による組成物中に存在する場合、組成物の0.001~10重量%、好ましくは0.01重量%~1重量%、最適には0.1~0.5重量%の範囲とすることができる。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0054

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0054】

特に好ましい実施形態において、ジヒドロキシアセトンのような活性剤、金属酸化物などの着色剤、ビタミン類(たとえばナイアシンアミド)および/または置換尿素類は、疎水性材料を含む粒子中に均質に混合される。特に最も好ましい実施形態において、疎水性材料を含む粒子中に均質に混合される活性剤は、酸化鉄のような金属酸化物である。